

安心SNSサービス約款

第1条 (取扱いの準則)

彩ネット株式会社(以下「当社」とします)は、この「安心SNSサービス約款」(以下「本約款」といいます)によって安心SNSサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

2. 本約款の変更を行った場合は当社のホームページに新しい約款を掲載し、料金その他の提供条件は、変更後の安心SNSサービス約款によります。

第3条 (用語の定義)

本約款において、次の掲げる用語は、当該各号の定めるところによります。

(1)「契約者」とは本約款に基づいて当社に利用申込をし、当社と利用契約を締結している方をいいます。

(2)「利用月」とは毎月末日からその翌月末日までとします。

第4条 (安心SNSサービス品目)

安心SNSサービス(以下「本サービス」といいます)品目は、次のとおりとします。但し、費用と機能一覧に関しては別表参照とします。

(1) Twitter 投稿機能

第5条 (サービス提供者)

当社の提供する本サービスを用いて契約者以外を対象として、独自のサービスを行うサービス提供者は、本約款に定める契約の他に、別途定める「サービス提供者契約」を結ぶ必要があります。

第6条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者へ譲渡することはできません。ただし、第11条(法人の契約者の地位の継承)及び第13条(個人の契約者の地位の承継)においてはこの限りではありません。

第7条 (利用条件)

当社は、利用者に対して、本サービスを利用するために必要となるIDおよびパスワード(以下「ID等」といいます)を発行します。利用者はID等を第三者へ貸与し、譲渡し、

使用させ又は処分してはならないものとします。

2. 当社はID等を使用して本サービスが利用された場合には利用者本人による利用とみなし、ID等の盗用、不正使用、その他の事情での利用者本人以外の第三者による利用であっても、当社はID等の利用に起因して利用者又は第三者に生じる損害及び結果について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

3. 利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、当社は、利用者が本サービスの利用に際して発信した情報の内容について一切責任を負わないものとします。

4. 第三者から異議、クレームその他の請求を受けた場合は、利用者が自己の責任と費用において処理、解決するものとし、当社が損害を被った場合、利用者はその損害を賠償するものとします。

第8条 (利用申し込み)

本サービスの利用申込は、契約申込書または弊社ウェブサイト上で受け付けます。

第9条 (利用契約の成立)

本サービスの利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

第10条 (申込の拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しない場合があります。

[1] 申込に係る本サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な場合

[2] 本サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合

[3] 本サービスの申込者が、第14条(提供の停止)第1項に該当する場合

[4] 本サービスの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合

[5] その他前各号に準ずる場合で、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合

2. 前項の規定により、本サービスの利用の申込を拒絶した場合は、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

第11条 (法人の契約者の地位の承継)

契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

2. 第10条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。

3. 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当

社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを
変更したときも同様とします。

4. 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を
代表者とみなします。

第12条 (個人の契約者の地位の承継)

契約者である個人が死亡した場合には、相続人が第18条(1)に従い契約を解除するこ
とにより、当該個人に係る本サービスは終了します。ただし、当社に申し出ることにより、
相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で1名
に限ります)は、引き続き当該契約による本サービスの提供を受けることができます。こ
の場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。

2. 第10条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。

第13条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかにその旨を当
社に通知してください。

第14条 (提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止する
ことがあります。

[1] 本サービスの料金、割増金又は遅延損害金等を支払期日経過後もなお支払わない
場合

[2] 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合

[3] 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合

[4] 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行
又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をした場合

[5] 契約者が支払に使用するクレジットカード及び振替口座が使用不能になった場合

[6] 契約者が18歳未満でなおかつ、保護者の同意を得ていない事が判明した場合

[7] 他の契約者または第三者に迷惑・不利益を与える行為

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、
その理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します

3. 当社は、第1項各号により損害を被った場合、契約者に損害額を請求します。

第15条 (提供の中止)

本サービスの提供を行うことが困難になった場合に本サービスを中止するときは、緊急で
やむを得ない場合を除き、予め、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定

める方法で通知します。

第16条 (サービスの追加、変更及び廃止)

当社は都合により、契約者に通知することなく本サービスの特定の品目のサービスを追加、変更及び廃止することがあります。

第17条 (当社が行う利用規約の解除)

当社は、第14条(提供の停止)の規定により本サービス契約の利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、契約者が第14条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。

3. 当社は、第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

4. 第1項、第2項の規定により当社が利用契約の解除をした場合、解除月までの料金を頂きます。この場合、支払済みの料金は一切払い戻し致しません。

第18条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、本サービス契約を解除するとき(第2項の規定による場合を除きます)は、当社に対し、書面によりその旨を通知するものとします。

2. 第16条(サービスの追加、変更及び廃止)の規定により特定の品目のサービスが廃止されたとき(同条の規定により、サービス品目に変更があった場合を除きます)は、当該廃止の日に当該品目に係る本サービス契約が解除されたものとします。

3. 本サービスの利用の最低利用期間は1年間で、利用期間が最低利用期間に満たない場合は、最低利用期間までの料金を支払うものとします。

4. 支払済みの料金は一切払い戻し致しません。

第19条 (反社会的勢力の排除)

当社及び利用者は、相手方に対して、この規約に同意した日及び将来にわたり、自己または自己の役職員が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。

2. 当社及び利用者は、相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告及び損害賠償をすることなく利用契約を解約することができます。

[1] 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

[2] 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合

①違法あるいは相当性を欠く不当な要求

- ②有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
- ③執拗に取引を強要する行為
- ④被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
- ⑤その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為

[3] 相手方に対して自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝えるなどした場合

第20条 (料金等)

本サービスの料金は次の各号によるものとします。

(1) 初期費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料になります。

(2) 月費用

契約者が、本サービスの対価として支払う基本料を含む費用になります。

(3) 契約事項の変更に伴う費用

契約者のサービスの状態変更に係る費用

第21条 (契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し、本サービスの利用に係る前条に規定した初期費用、月費用及び必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を支払うものとします。

2. 初期費用の支払義務は、第9条(利用契約の成立)の規定により、利用契約が成立したときに発生します。初期費用は、契約解約時にも返却いたしません。

3. 月費用及び年費用の支払義務は、当社がそのサービスを使用可能に設定したときに発生します。

4. 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更又は移転ごとに発生し、その支払義務は利用契約が事由のいかんを問わず終了したときに発生します。

5. 第14条(提供の停止)の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。

第22条 (料金の支払方法)

契約者は、原則として料金等を次の各号に従いクレジットカード又は口座振替により支払うものとします。但し、当社が認める場合は請求書を発行するものとします。

(1) クレジットカードによる場合

毎月末日を当社の締日とし、契約者への請求時期は各カード会社の締日とします。

[1] 初期費用

契約者登録及び新規サービスを受けた利用月の締日に初期費用の合計額を請求

[2] 月費用

利用月の締日に月費用の合計額を請求します。

[3] 契約事項の変更に伴う費用

契約者が、サービス品目の変更を行った場合の月費用については、変更後の費用が変更前の費用より多い場合のみ、変更後の月費用から変更前の月費用を控除した額を請求します。

(2) 口座振替による場合

毎月末日を当社の締日とし、費用の振替日は翌月末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）とします。

[1] 初期費用

契約者登録及び新規サービスを受けた利用月の締日に初期費用の合計額を請求します。

[2] 月費用

利用月の締日に月費用の合計額を請求します。

[3] 契約事項の変更に伴う費用

契約者が、サービス品目の変更を行った場合の月費用については、変更後の費用が変更前の費用より多い場合のみ、変更後の月費用から変更前の月費用を控除した額を請求します。

(3) 請求書発行に基づく現金振込による場合

当社が認める場合は請求書を発行し、毎月末日を当社の締日とし、費用を翌月の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までに当社指定の口座に現金振込をするものとします。

[1] 初期費用

契約者登録及び新規サービスを受けた利用月の締日に初期費用の合計額を請求します。

[2] 月費用

利用月の締日に月費用の合計額を請求します。

[3] 契約事項の変更に伴う費用

契約者が、サービス品目の変更を行った場合の月費用については、変更後の費用が変更前の費用より多い場合のみ、変更後の月費用から変更前の月費用を控除した額を請求します。

第23条 (手数料)

利用料の支払に口座振替を使用する場合は、手数料として200円(税抜)が月々の請求に加算されます。

第24条 (割増金)

本サービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

第25条 (遅延損害金)

契約者は、本サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第26条 (消費税)

契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払を要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額（消費税法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

第27条 (支払方法の変更等)

支払方法の変更を行う場合は、当社が別に定める支払方法変更申請書に所定の事項を記載して提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条（利用契約の成立）、第9条（申込の拒絶）の規定に準じて取り扱います。

第28条 (システムの運用管理)

利用者は、次の各号の何れかに該当する事由が生じたとき、又はこれらに該当するおそれがあると当社が判断したときは、当社が本サービスの一部又は全部の提供を休止する必要があることを承諾するものとします。

(1) 本サービスのシステム連携先となる外部サービス（Twitterを含むがこれに限らない）の障害、メンテナンス、仕様変更などが発生したとき。

(2) また、サーバやソフトウェア等の点検、修理、データ更新の必要があるとき。

(3) 設備の故障等やむを得ない事情があるとき。

(4) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供が困難となったとき。

(5) 天災、突発事故等により本サービスの提供が困難となったとき。

2. 当社は、本サービスの提供を休止する場合、事前に休止の理由及び期間を利用者に通知するものとします。但し、やむを得ない場合は、事後遅滞なく通知することで足りるものとします。

3. 前項の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、当社はその責

を負わないものとします。

第29条 (データ等の管理)

当社は、利用者の本サービスに関わるデータについて、管理者の注意義務をもって厳格に管理するものとします。

第30条 (機密保持)

利用者及び当社は、本利用契約に基づき、相手方から提供を受けた機密情報及び自ら知り得た互いの個人情報については、これを厳重に管理し、相手方もしくは顧客の利益を害するために、又は自己もしくは第三者の利益を図るためにこれを自ら利用し、又は第三者に開示してはならないものとします。

2. 前項に関わらず利用者及び当社は次の各号の何れかに該当する情報を機密として取り扱う必要はないものとします。

- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない理由により公知となったもの。
- (2) 既に保有しているもの。
- (3) 守秘義務を負うことなく、正当に入手したもの。
- (4) 書面により開示を承諾されたもの。

第31条 (知的財産権の権利帰属)

本サービスに関連する著作権その他一切の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

2. ユーザーは、当社が別途定める場合を除き、複製、転載、編集等できないものとします。

第32条 (保守)

当社は、本サービスの提供を維持するために、随時、サービスを停止し保守を行います。

2. サービスを停止する場合は、緊急の場合を除き事前に契約者に通告します。

第33条 (契約者の義務)

契約者は、当社から発行されたID等の管理責任を負います。

2. メールアカウント及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

第34条 (免責)

利用者による本サービス利用において利用者又は利用者の顧客が損害を被った場合、当社の故意又は重大な過失により発生した損害を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

す。

2. 当社は次の各号における損害に対する責（賠償責任を含むが、これに限らない）を何ら負わず、利用者は、これを予め承諾するものとします。

- (1) 本サービスの利用に関して利用者が被った損害
- (2) Twitter に掲載されたコンテンツが、第三者の著作権を含む知的財産所有権、肖像権等、およびその他のなんらかの権利を侵害したことにより生じた損害
- (3) Twitter の仕様変更、または不具合等に伴い、本サービスが利用できなくなった場合、利用者または第三者が被った損害

第35条 (サービスレベル)

サービス利用者は以下のサービスレベルについて同意を得ているものとします。

- (1) サービス提供時間 24時間365日
- (2) サービス保守 必要に応じて既存のファイアウォールとの連携を行い、セキュリティ対策を実施します。
- (3) 通信ログ サービスの通信ログは原則90日間保存します。
- (4) バックアップ サービス設定を設定変更時に、設定情報をバックアップいたします。
- (5) メンテナンス 本サービスに影響があると想定される通信を発見した場合、緊急メンテナンスを実施します。緊急メンテナンス中はサービスの利用ができなくなります。
- (6) 問い合わせ サービスに関するお問い合わせは平日 9:00 ~ 17:00 (年末年始を除く)

第36条 (合意管轄裁判所)

本約款に関して訴訟の必要が生じたときは、さいたま地方裁判所を管轄裁判所とします。

第37条 (その他)

契約者は、契約に際し、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。

附 則

本約款は平成26年11月1日より契約者と当社の間で実施されるものとします。

令和2年6月1日より契約者と当社の間で実施されるものとします。

ご提供価格

初期費用		20,000円
月額費用	Twitter 投稿機能	10,000円

(価格はすべて税抜き)

機能一覧

1 利用者認証機能

投稿者がブラウザでアクセスした際に、投稿者固有の URL (トークン付き URL) を用いて承認します。

2 Twitter 投稿管理機能

契約したソーシャルメディア (Twitter) へ投稿できます。

2-1 通常投稿機能

入力したメッセージが投稿できます。

投稿可能なソーシャルメディアが複数ある場合は投稿先を選択することができます。

2-2 ひな形投稿機能

あらかじめ設定されたひな形を選択し、メッセージを投稿することができます。

2-3 画像添付機能

通常投稿、ひな形投稿はメッセージの他に画像を添付することができます。

※画像は JPEG, PNG 形式で 1M バイト未満のファイルを 4 つまで添付可能です。

2-4 投稿削除機能

本サービスで投稿したメッセージを削除することができます。

※本サービスからではなく、Twitter から直接投稿したメッセージは削除することはできません。

2-5 投稿内容承認機能

投稿者はメッセージを入力し、承認者が承認するまで投稿できないようにします。

3 状況確認機能

利用者の操作や投稿の履歴を確認することができます。

3-1 操作状況一覧表示機能

利用者の操作履歴を一覧で表示し、投稿の状況を把握することができます。

3-2 投稿履歴一覧表示機能

「2 Twitter 投稿管理機能」により投稿した履歴の一覧を表示します。

3-3 投稿履歴詳細表示機能

投稿した履歴の詳細を表示します。

4 連絡板機能

利用者間の連絡をするための連絡板があります。

5 サービス管理機能

上記1～4の機能を管理するための機能です。

5-1 利用者管理機能

利用者の情報を管理する機能です。

5-2 ひな形管理機能

ひな形情報を登録、編集する機能です。

5-3 お知らせ機能

利用者のトップページにお知らせを表示することができます。

5-4 管理者アカウント管理機能

管理者の追加、削除、パスワードの変更ができます。

【名称について】

- ・利用者
投稿者と承認者の総称。
- ・投稿者
ソーシャルメディアに投稿する人。
- ・承認者
投稿者の投稿内容を承認する人。
承認機能（オプション）が有効な場合に登録できる。
承認者は承認なしに投稿できる。
- ・管理者
契約した団体が扱う、利用者のアカウント管理など、本サービスを利用する管理者。
- ・システム管理者
契約、管理者などの登録を行う、本システムの運用者。